

宝永元年（一七〇四年）四月一日
寺領安堵の藤堂高睦判物

解説 藤堂高次より寺領十五石の寄付を受けたが、この判物は歴代藩主が交代したときに更改された。

寺領十五石は永保記事略（藤堂藩の記録）万治三年（一六六〇年）の記事に「笠置寺の寺領元之如御返し被下候事」とあり、不祥事があつた際の懲罰としても使用されていたようである。

原文

寄附山城国相楽郡笠置寺領事

高拾五石 在南笠置中

右任寛永十六年三月廿六日
寛文九年八月五日貞享元年
十月廿三日先判之旨全收納
山林境内尤可有進退者也
仍如件

従四位下伊賀侍従藤堂大学頭

宝永元^甲申年（一七〇四年）四月朔日高睦 花押

寄附山城国相楽郡笠置寺領事

高拾五石 在南笠置中

右任寛永十六年三月廿六日
寛文九年八月五日貞享元年
十月廿三日先判之旨全收納
山林境内尤可有進退者也
仍如件

後任伊賀侍従藤堂大学頭

寶永元^甲申年四月朔日高睦